

千葉県インテリアコーディネーター協会 会則



千葉県インテリアコーディネーター協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「千葉県インテリアコーディネーター協会」と称する。
略称を「icchi(イチチ)」とする。

(所在)

第2条 本会の本部を千葉県内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の相互の交流、親睦、情報交換及び研修会などを通じ、インテリアコーディネーターの資質の向上と社会的な認知、会員の地位向上をはかり、また、人材育成、地域交流、他分野との交流を通じ社会的な貢献をすることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 会員の情報交換のための定例会の開催。
- (2) 会員の研鑽のための研究会、講演会の開催。
- (3) 会員の地位向上のための広報活動。
- (4) 会員の業務推進のための相互助勢。
- (5) 関連団体との情報交換、相互交流。
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 会員の種類を以下に示すとおりとする。

詳細については会員規約によるものとし、その内容は理事会で見直すことができる。

- (1) 正会員：本会の趣旨に賛同し、積極的に会の運営に貢献できる者。
- (2) 準会員：本会の趣旨に賛同し、将来正会員を目指す者
- (3) アカデミー会員：本会の趣旨に賛同し、インテリアコーディネーターの資格取得を目指す者。

(会員の資格)

第6条 会員の資格を以下に示すとおりとする。

詳細については会員規約によるものとし、その内容は理事会で見直すことができる。

- (1) 会員は会の決定する年会費を納入することによって会員資格を得る。
- (2) 総会の決議権は正会員のみが有する事とする。

(入会)

第7条 入会しようとするものは、入会申込書を事務局に提出すると共に、理事会の承認を得なければならない。その後、速やかに会費を納め、入会とする。

(会費等)

第8条 本会の会費は理事会によって提案され、総会によって決定されるものとする。

- (1) 正会員：年会費¥6000
- (2) 準会員：年会費¥6000
- (3) アカデミー会員：年会費¥3000

ただし、12月以降の入会の場合の年会費は

正会員・準会員：¥3000
アカデミー会員：¥1500

会費は、4月から3月までを1期とし、指定口座に振り込む事とする。
会費以外に、各種事業に応じ参加費等を徴収することができる。

(退会)

第9条 会員は退会届を事務局に提出して、本会を退会することが出来る。

また、会費を納入せず、督促後なお会費を一年以上納入しないときも、退会したものとみなす事ができる。

なお、一度納められた会費の返金を行わないものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号に該当した場合、理事会の決議によりこれを除名する事が出来る。

ただし、除名決議を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の秩序を著しく乱した者。
- (2) 本会の目的に反し、本会の名誉を毀損した者、或いはインテリアコーディネーターとしての信用を著しく損なう行為をした者。
- (3) 商取引上不利益となる行動や言動により、本会に迷惑を及ぼす場合。

(休会)

第11条 一時的に会員を継続しがたい事情があり、近い将来復帰する希望のある会員は、休会を申し出ることができる。

休会した者は、申し出により会に復帰する事ができる。

第4章 運営

(理事会及び役員)

- 第12条 本会の運営は、理事会が中心となつて行うものとする。
会長1名、副会長若干名、会計担当理事1名を置くこととする。
また、会長の任期は2年とし、最長でも3年までとする。

(役員を選出)

- 第13条 理事は、正会員の中から選出し、総会で選任される。
会長及び副会長及び会計担当理事は、理事会で選出し、総会で選任される。

(事業年度)

- 第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(総会)

- 第15条 本会は、毎年5月に総会を開催する。但し、必要に応じて理事会の要請によって臨時総会を開催することができる。

(決議)

- 第16条 総会、理事会の決議は過半数の同意をもって決する事とする。

(会議の成立)

- 第17条 総会、理事会は2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立とする。

(会計監査)

- 第18条 会計報告については、会計監査を受けて全会員に報告する。
なお、会計監査は2名とし、毎年理事以外の会員の中から理事会により選出される。

(変更)

- 第19条 本会の会則の変更は、理事会に諮り、総会で承認を得て決定するものとする。

附則

この会則は平成 5年 8月 1日より施行する。
一部改正 平成27年 5月13日
一部改定 平成27年 9月1日